

院外処方せんにおける疑義照会簡素化プロトコール

2019年6月12日 作成

2020年8月1日 改定

松江市立病院

以下の条件に合致する場合、包括的に薬剤師法第23条第2項に規定する医師の同意がなされたとして、個別の処方医への同意確認を不要とする。

薬剤師法第23条第2項

薬剤師は、処方せんに記載された医薬品につき、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない。

プロトコールの原則

- ・当プロトコールは松江市立病院（以下、「当院」）と合意した保険薬局のみ有効とする。
- ・変更は患者にとって無害有益の場合に限る。
- ・患者もしくは代理人に十分な説明（適正な服用・使用方法、安定性、価格等）を行い、理解と同意を得た上で変更する。
- ・「後発への変更不可」、「他の後発への変更不可」、「先発で払い出し」などの指示があるものはその指示に従う。
- ・薬剤の変更は同一成分、同一適応であり、体内動態に明らかな差がない場合に限る。
- ・注射剤、麻薬は対象外とする。

処方変更・調剤後の連絡

- ・プロトコールにより処方内容を変更して調剤を行った場合は、処方せんに「プロトコール」の文字と変更内容を記載し、当院医事課へ FAX する。
- ・残薬調整を行った場合は、上記の処方せんに加えて、残薬調整報告書を当院医事課へ FAX する。
- ・「処方せんに記載された医薬品の後発医薬品への変更について（保医発 0305 第 12 号 平成 24 年 3 月 5 日）」に従って変更した処方については、当院への報告は不要とする。

薬剤部の対応

- ・FAX にて報告された変更内容は、可能な限りカルテ上の処方内容を変更し次回からの処方に反映させる。

<FAX 送信先>

松江市立病院 医事課

FAX : 0852-60-8010

<プロトコールに関する問い合わせ先>

松江市立病院 薬剤部 調剤室

電話 : 0852-60-8000（代表）

問い合わせ電話受付時間 : 9:00-17:00 土日祝日を除く

追加

個別の処方医への同意確認を不要とする変更例

[銘柄変更]

- 成分名が同一の後発品から先発品への変更。
例) 後発品 ロスバスタチンOD錠 5 m g 「サワイ」 → 先発品 クレストールOD錠 5 m g
- 先発品同士の変更。
例) ジャヌビア 50mg → グラクティブ 50mg
- 局方品の屋号の変更。
例) 亜鉛華軟膏「ヨシダ」 → 亜鉛華軟膏「日医工」

[規格]

- 安定性・利便性の向上のための変更。
例) 20mg 錠 1回 0.5 錠 → 10mg 錠 1回 1 錠
例) 軟膏 (5 g/本) 20 本 → 100g 1 瓶

[剤形]

- 類似する別剤形への変更。「類似する別剤形」とは、「処方箋に記載された医薬品の後発医薬品への変更について（保医発 0305 第 12 号 平成 24 年 3 月 5 日）」の 5 の規定と同じとする。

処方箋に記載された医薬品の後発医薬品への変更について

5 類似する別剤形の医薬品とは、内服薬であって、次の各号に掲げる分類の範囲内の他の医薬品をいうものであること。

ア 錠剤（普通錠）、錠剤（口腔内崩壊錠）、カプセル剤、丸剤

イ 散剤、顆粒剤、細粒剤、末剤、ドライシロップ剤（内服用固形剤として調剤する場合に限る。）

ウ 液剤、シロップ剤、ドライシロップ剤（内服用液剤として調剤する場合に限る。）

[処方日数]

- 以下の場合の減数（減量）。
- 処方削除（0 日分など）と増数（増量）については医師に疑義照会が必要。
ア) 月 1 回製剤、週 1 回製剤が明らかに過量に処方されている場合の適正化。
例) ザファテック錠 100mg 1 錠 週 1 回朝食後 28 日分 → 4 日分
イ) 残薬調整。薬歴上、継続処方されている処方薬について、患者面談により残薬を確認した場合に日数を調節して減じること。外用剤の減数、減量も含む。残薬調整を行った場合は、必ず残薬調整報告書を作成し、当院医事課へ FAX にて提出する。
※処方せん「備考」の「保険薬局が残薬を確認した場合」に「保険医療機関へ疑義照会した上で調剤」の指示がある場合を除く。

[用法]

- ビスホスホネート製剤を「起床時」に変更。
例) ミノドロン酸水和物錠 50mg 1 錠 4 週に 1 回 朝食後 → 4 週に 1 回 起床時
- 月 1 回製剤、週 1 回製剤の服用間隔の適正化のための変更。
例) リセドロン酸 N a 錠 17.5mg 1 錠 1 日 1 回 起床時 → 週に 1 回 起床時
- 添付文書上「食直前」・「食直後」投与の薬剤が「食前」・「食後」で処方されている場合の、食前→食直前、食後→食直後への変更。
例) イコサペント酸エチル粒状カプセル 900mg 2 包 1 日 2 回 朝夕食後 → 1 日 2 回 朝夕食直後

追加

- ・頓服が以下の例のように処方されている場合の用法の適正化。
例) ネルボン錠 5mg 1日1錠 1日1回不眠時 10日分 → 1回1錠 不眠時 10回分
- ・消炎鎮痛貼付剤における使用部位を医師が口頭で指示している場合の使用部位の明記（薬歴上、もしくは患者面談で使用部位が明確な場合）。
例) ヤクバンテープ 1日1回 1回1枚 部位 適宜 貼付 → 部位 腰 貼付

[一包化、粉碎、半割]

- ・アドヒアランス改善等の目的で、無償で行う場合。
- ・粉碎に関しては、簡易懸濁法も検討する。
- ・有償（加算を算定する）の場合、および指示取り消しの場合は疑義照会が必要。
- ・抗がん剤については医師に疑義照会が必要。